

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日に休日は、その翌日とする)

目次
◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
職員の設定等に関する規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を

次のように改正する。

第六条第二項の表中

| | |
|-------|--|
| 総務管財課 | 経理室・管理係・財産係・設備係・外事係 |
| 広報文書課 | 広報室・法制係・文書係・監理文教係・ <small>さん</small> 県史編纂室 |
| 人事課 | 人事係・給与係 |

を

| | |
|-------|--|
| 総務管財課 | 経理室・総務係・管理係・財産係・設備係 |
| 広報文書課 | 広報室・法制係・文書第一係・文書第二係・監理文教係 ・ <small>さん</small> 県史編纂室 |
| 人事課 | 人事係・給与係・能率係 |
| 財政課 | 財政係・主計員・税制第一係・税制第二係 |
| 財政課 | 財政係・主計員・税制第一係・税制第二係・ <small>さん</small> 税務集中管理係 |
| 統計課 | 調査係・産業係・生活統計係・普及係 |
| 統計課 | 企画調整係・人口生計係・農林教育係・商工係・普及係 |
| 道路課 | 路政係・補修係・改良係・舗装係・橋梁係 |
| 都市計画課 | 計画係・建設係・空港建設係 |
| 道路課 | 路政係・企画調査係・補修係・改良係・舗装係・橋梁係 |
| 都市計画課 | 計画係・建設係 |
| 建築課 | 住宅管理係・住宅建設係・指導係・一般管繕係・ <small>さん</small> 学校管繕係 |

を

に

を

に

を

に

を

に

建築課

住宅管理係・住宅建設係・指導係・一般管繕係・学校管
繕係・設備係

改める。

第十条予防課の項中第三号を次のように改める。

三 下水道の終末処理場の維持管理に関する事。

第十一条商工振興課の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号
までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の施行に関する事。

第十三条都市計画課の項中第五号を次のように改める。

五 下水道（終末処理場の維持管理に関する事を除く。）に関するこ
と。

第三十四条第一項の表の鳥取県東部県税事務所の項中

総務課

庶務係・管理係・徴収係

| | |
|-----|---------|
| 総務課 | 庶務係・管理係 |
| 徴収課 | 徴収係・指導係 |

に改め、同表の鳥取県西部県税事務所の項中

総務課 庶務係

管理係・徴収係

| | |
|-----|---------|
| 総務課 | 庶務係・管理係 |
| 徴収課 | 徴収係・指導係 |

に改め、

同条第二項を次のように改める。

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、鳥取県中部県税事務
所の総務課の分掌事務は、総務課及び徴収課の分掌事務を合わせたもの

とする。

総務課

一 県税の周知宣伝に関する事。

二 県税に係る徴収金の調定、督促及び収納に関する事。

三 過誤納金の還付又は充当に関する事。

四 前各号に掲げるもののほか、他課の所管に属しない県税事務所の所
掌事務に関する事。

五 庶務に関する事。

徴収課

一 県税に係る徴収金の徴収及び滞納処分に関する事。

二 県税に係る延滞金の減免に関する事。

三 納税貯蓄組合の指導に関する事。

四 県税に係る徴収金の徴収に関する犯則の取締りに関する事。

課税課

一 県税に係る徴収金の賦課に関する事。

二 県税に係る徴収金（延滞金を除く。）の減免に関する事。

三 県税に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関する事。

第一百七条第一項の表以外の部分中「主任」を「主幹」に改め、同項の表
の下欄中「企画主任」を「企画主幹」に、「農務主任」を「農務主幹」
に、「指導主任」を「指導主幹」に、「畜産主任」を「畜産主幹」に、
「蚕業主任」を「蚕業主幹」に、「農地主任」を「農地主幹」に改める。
第百九条の表の鳥取県米子農業改良普及所の項中、「伯仙町」を削る。
第百五十六条の表の鳥取県米子土木出張所の項中、「都市計画係」を削
る。

第百六十四条を次のように改める。

(分掌事務)

第百六十四条 陸運事務所は、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)、自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第百九号)及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の施行に関する事務を分掌する。

附 則

この規則は、昭和四十三年七月一日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十七号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「久松閣管理者」の下に「・久松閣副管理者」を加える。
別表第七号中「守衛室長」を「守衛長」に改め、「・販売員」を削る。

附 則

この規則は、昭和四十三年七月一日から施行する。